

株 主 各 位

大阪府中央区本町二丁目1番6号
株式会社 エーアイテイー
代表取締役社長 矢 倉 英 一

第30回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年5月18日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月19日（金曜日）午前10時 受付開始：午前9時15分
2. 場 所 大阪府中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階 国際会議ホール
(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。)
3. 目的事項
[報告事項]
 1. 第30期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第30期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

[決議事項]

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月18日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、平成29年5月18日（木曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。（詳細は、26ページをご参照ください。）

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

- ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、開会間際の混雑緩和のため、お早めのご来場をお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ait-jp.com/>) に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.ait-jp.com/>) に掲載しておりますので、「添付書類」には記載しておりません。したがって、添付書類に含まれる連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会にご出席される株主様とご出席がむずかしい株主様の公平性等を勘案し、本年から株主総会におけるお土産の配布をとりやめとさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成28年3月1日)
至 平成29年2月28日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用環境の改善から、緩やかな回復基調で推移した一方、依然として個人消費の回復は力強さを欠く状況となりました。また世界経済では、英国のEU離脱問題や中国をはじめとするアジア新興国経済の減速懸念に加えて、米国の新政権における政策動向等、先行きについて不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループは、新規顧客の獲得と既存顧客との取引拡大を図るべく、国際貨物輸送のみならず、通関や配送、日本国内や海外での3PL(サードパーティー・ロジスティクス)といった、顧客ニーズに沿った一貫輸送の提案型営業に注力してまいりました。

これらに加え、新たに北米を基点とした国際輸送サービスを提供するとともに、更なるサービスの拡充と自社グループの海外拠点網の拡大を図るため、昨年8月に米国、本年1月には台湾にそれぞれ現地法人を設立いたしました。

従来からの取り組みを強化することで、海上貨物を主とする国際貨物輸送の取扱いは堅調に増加しましたが、前年同期と比較して円高基調に推移したことで、営業収益、売上総利益のそれぞれを大きく押し下げることとなりました。

この状況下、販売費及び一般管理費の抑制にも取り組んでまいりましたが、為替変動の影響による売上総利益の減少に加え、国際貨物輸送の市場におけるマーケットプライスの低下から売上総利益率も低下することとなり、営業利益以下の段階利益も減少することとなりました。

以上の結果、当連結会計年度における営業収益は21,263百万円(前年同期比0.6%増)と前年同期を上回りましたが、営業利益は1,392百万円(前年同期比9.0%減)、経常利益1,461百万円(前年同期比8.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益981百万円(前年同期比5.9%減)と前年同期を下回ることとなりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、米国における子会社（AIT International of America, Inc.）、及び台湾における子会社（台湾愛意特国際物流股份有限公司）の設立に伴い、「その他」を追加してそれぞれの子会社を含めております。

<日本>

国際貨物輸送、通関や配送等を含めた一貫輸送の受注獲得に向けての営業強化が奏功し、海上輸送での取扱コンテナ本数は、輸入で171,978TEU（前年同期比13.2%増）、輸出入合計で179,135TEU（前年同期比12.9%増）、通関受注件数は73,063件（前年同期比20.8%増）と堅調な伸びとなりました。

その結果、営業収益は17,046百万円（前年同期比5.4%増）と前年同期を上回りましたが、円高基調で推移したことに加えて、利益率の低下が重なり、セグメント利益は955百万円（前年同期比16.6%減）と前年同期を下回ることとなりました。

<中国>

日本向け貨物は増加したものの、円高基調により現地通貨の円貨換算額が減少し、営業収益は4,149百万円（前年同期比15.5%減）となりましたが、売上総利益率の好転及び販売費及び一般管理費の抑制等により、安定した利益の確保に努めたことで、セグメント利益は444百万円（前年同期比15.5%増）となりました。

<タイ>

円高基調による為替の要因から現地通貨の円貨換算額は減少することとなりましたが、日本向け貨物が回復の傾向にあり、営業収益は66百万円（前年同期比7.4%増）となりました。一方で営業活動における費用が嵩んだことから、セグメント損失は3百万円（前年同期はセグメント損失0百万円）となりました。

<その他>

昨年9月に米国子会社の設立が完了して間もないことから営業収益への貢献は僅かに留まり、また台湾子会社は、開業に向けての準備段階であったことから営業収益への貢献はなく、その結果、営業収益は0百万円、セグメント損失7百万円となりました。

(注) TEU (Twenty-foot Equivalent Unit、20フィートコンテナ換算) とは、海上コンテナの数量を表す単位で、20フィートコンテナ1個分を1 TEUと計算します。

- ② 設備投資等の状況
当連結会計年度の設備投資の総額は、22,498千円となりました。これは主にCISセキュリティ強化と機能追加に伴う費用であります。
なお、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受の状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	平成25年度 第27期	平成26年度 第28期	平成27年度 第29期	平成28年度 第30期 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (千円)	19,126,668	21,939,879	21,146,852	21,263,523
経 常 利 益 (千円)	1,432,036	1,687,153	1,599,961	1,461,542
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	903,782	1,026,022	1,042,630	981,484
1株当たり当期純利益 (円)	47.29	53.68	54.55	51.35
総 資 産 (千円)	5,447,024	6,808,858	6,368,464	6,802,871
純 資 産 (千円)	4,010,791	4,807,415	4,741,683	5,066,144
自 己 資 本 比 率 (%)	73.4	70.4	74.2	74.3

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。
2. 当社は、平成25年3月1日付及び平成25年11月1日付にてそれぞれ普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。1株当たり当期純利益はこれらの株式分割が第27期の期首に行われたと仮定して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (出 資 金)	当社の 出資比率	所在国	主要な事業内容
愛特（香港）有限公司	1,700千香港ドル	100%	中国 (香港)	国際貨物輸送事業
上海愛意特国際物流有限公司	1,340千米ドル	100%	中国	国際貨物輸送事業
AIT LOGISTICS (THAILAND) LIMITED	6,000千バーツ	49%	タイ	国際貨物輸送事業
AIT International of America, Inc. (注)	500千米ドル	100%	米国	国際貨物輸送事業
台湾愛意特国際物流股份有限 公司 (注)	13,000千台湾ドル	100%	台湾	国際貨物輸送事業

(注) AIT International of America, Inc. 及び台湾愛意特国際物流股份有限公司は、当事業年度において新たに設立した子会社です。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は次のとおりであります。

① 一貫輸送ニーズへの対応

お客様の物流コストの低減ニーズが、近年強くなり、これらの要望に対して当社グループは、国際貨物輸送だけでなく、通関、配送等までを一貫して受注する提案を行っております。

そのために、当社グループは、日中間の海上輸送における輸入貨物量の更なるシェア拡大を図ることはもちろんのこと、グローバルな貨物輸送の増大に向け、まだ輸送実績の少ない業種への営業活動にも注力してまいります。

また、中国国内での倉庫運営並びに日本国内での通関、及び保管業務、配送業務まで取り組む3PL業務の体制整備を行ってまいりましたが、引き続き、これらの業務に戦力を投入し推進することにより、3PL業務の拡充を図り、さらに倉庫運営に関連したシステムの導入及び中国国内や日本国内での倉庫保有にも積極的に取り組んでまいります。

② 総合物流企業への課題

日本企業のグローバル化に対応して、当社グループはワールドワイドな総合物流企業へと成長するため、中国や東南アジアから日本への輸入貨物輸送のみならず、北米を基点とする国際貨物輸送、さらには日本からの輸出貨物輸送、航空貨物輸送や三国間輸送にも力を注いでおります。

さらに成長を加速させるため、独自での海外営業戦力の充実と海外拠点網の拡充を図るとともに、これらの業務に通関業務や3PL業務を加えた業務分野において、それぞれに精通した企業との提携が重要な課題と認識しております。

③ 人材の確保

当社グループは、持続的な事業の拡大を実現していくためには、企業の成長に応じた人材の確保及び育成が重要であると考えております。特に国際貨物輸送サービスには、日本国内及び世界各国の物流事情に精通した知識、経験を持つ人材が必要不可欠で、重要な課題であると認識しております。

人材の採用については、即戦力の採用は人材紹介会社を活用するとともに、将来を見据えた人員構成を考慮して、定期的に新卒採用を行っております。

また、人材育成も重要な課題であると認識し、採用後の新入社員研修、中途採用研修、外部の専門研修、階層別研修、海外研修などを充実させ、いち早い戦力化に取り組んでおります。

さらに、より適正な人事評価制度の導入や社員の給与体系などの待遇改善も実施し、『人材が資産』の考えの下、社員のモチベーションをさらに高め、維持することも重要な課題であると考えております。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは、業務拡大に伴う組織体制の見直しと整備を逐次実施するとともに、内部管理体制を強化しコーポレート・ガバナンスの浸透に取り組んできております。

今後もこの内部管理体制を有効に機能させることが、企業価値を高め、効率的かつ健全な企業経営を実現するものと認識し、より一層透明性の高い経営を目指し、相互牽制の効いた内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年2月28日現在）

当社グループは、国際貨物輸送事業並びにこれらの附帯業務を主な事業としております。

(6) 主要な営業所（平成29年2月28日現在）

①当社

名 称	所 在 地
本 社	大阪市中央区本町二丁目1番6号
東 京 支 社	東京都港区
名 古 屋 営 業 所	名古屋市中区
福 岡 営 業 所	福岡市博多区
成 田 空 港 営 業 所	千葉県成田市

②子会社

会 社 名	所 在 地
愛 特（香港）有 限 公 司	中華人民共和国 香港特别行政区
上海愛意特国际物流有限公司	中華人民共和国
AIT LOGISTICS (THAILAND) LIMITED	タイ王国
AIT International of America, Inc.	アメリカ合衆国
台湾愛意特国际物流股份有限公司	台湾

(7) 従業員の状況（平成29年2月28日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
547名	5名増

(注) 従業員数は就業人員で表示しております。なお、臨時従業員49名（1日8時間換算による期中平均人員）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年2月28日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況（平成29年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 53,856,000株
- (2) 発行済株式総数 19,754,400株（自己株式640,768株を含む。）
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 17,071名
- (5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 エ イ チ ア ン ド ウ イ	7,139,600 株	37.35 %
ビー・エイチ・メディア・ピュリッシュ・インク・インターナショナル・ホスピタリティ・アンド	871,100	4.56
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・505224	550,000	2.88
ノーザン・トラスト・カンパニー・エイブイエフシー・リ・フィデリティ・ファンズ	525,400	2.75
馬 上 真 一	500,000	2.62
矢 倉 英 一	496,400	2.60
ビー・エイチ・グランジャー・ピーク・インターナショナル・ホスピタリティ・アンド	465,700	2.44
株 式 会 社 ド ル フ ィ ン ズ	412,000	2.16
株 式 会 社 シ ー ア ン ド テ ィ ー	370,000	1.94
ビー・エイチ・グランジャー・ピーク・グローバル・ホスピタリティ・アンド	327,500	1.71

（注）持株比率は、自己株式(640,768株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成29年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	矢 倉 英 一		上海愛意特国際物流有限公司 董事 愛特（香港）有限公司 董事 AIT LOGISTICS (THAILAND) LIMITED DIRECTOR AIT International of America, Inc. DIRECTOR 台湾愛意特国際物流股份有限公司 董事
常務取締役	馬 上 真 一	東京営業・東京営業開発室・グローバル営業推進室・東京通関部・海外（中国・北米）担当兼東京支社長	上海愛意特国際物流股份有限公司 董事長 愛特（香港）有限公司 董事 AIT International of America, Inc. DIRECTOR 台湾愛意特国際物流股份有限公司 董事
取 締 役	西 村 司	総合企画部・経理財務部担当	上海愛意特国際物流有限公司 董事 愛特（香港）有限公司 董事 台湾愛意特国際物流股份有限公司 監察人
取 締 役	大 槻 信 夫	大阪営業・大阪営業開発室・海上業務部・大阪通関部・海外（香港・東南アジア）担当	愛特（香港）有限公司 董事 AIT LOGISTICS (THAILAND) LIMITED DIRECTOR 台湾愛意特国際物流股份有限公司 董事
取 締 役	貝 塚 悦 夫		
取 締 役	松 田 佳 紀		株式会社NYMK 代表取締役 株式会社ビジョンメガネ 代表取締役 副会長
常勤監査役	清 水 洋 志		
監 査 役	岡 本 しのぶ		寺戸しのぶ公認会計士事務所 公認会計士
監 査 役	西 島 佳 男		西島佳男法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役貝塚悦夫氏及び松田佳紀氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役岡本しのぶ氏及び西島佳男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は取締役貝塚悦夫氏及び松田佳紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 当社は監査役岡本しのぶ氏及び西島佳男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 監査役岡本しのぶ氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	96,629千円 (3,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	12,312千円 (3,312千円)
合 計	9名	108,942千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年5月26日開催の第19回定時株主総会決議において年額150,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年5月22日開催の第20回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額は、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額15,300千円（取締役4名に対し15,300千円）及び当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額14,380千円（取締役4名に対して13,380千円、監査役1名に対して1,000千円）が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

② 当事業年度における主たる活動状況

氏名	主な活動状況
貝 塚 悦 夫	就任後、当事業年度15回開催した取締役会のうち15回に出席し、企業経営に関する豊富な経験を活かし、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
松 田 佳 紀	就任後、当事業年度15回開催した取締役会のうち14回に出席し、企業経営に関する豊富な経験を活かし、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
岡 本 しのぶ	当事業年度18回開催した取締役会のうち17回、14回開催した監査役会のうち14回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
西 島 佳 男	当事業年度18回開催した取締役会のうち18回、14回開催した監査役会のうち14回に出席し、弁護士としての専門的見地から、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 19,000千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭
その他財産上の利益の合計額 | 19,000千円 |

(注) 1. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配置計画、会計監査人の職務の遂行状況、報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、会計監査人との間に責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(会計監査人の責任限定契約)

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がなかった場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社の子会社のうち、海外子会社の愛特（香港）有限公司、上海愛意特国際物流有限公司、AIT LOGISTICS (THAILAND) LIMITEDは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス規程を定め、全役職員に法令・定款及び社内規程の遵守を周知徹底させるとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。
- ② 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、取締役、使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックし、不正の防止・発見及びその改善を行う。また、監査の結果を速やかに代表取締役社長に報告するとともに、当社監査役（以下単に「監査役」という）との意見交換により、内部統制における監視機能としての役割を果たす。
- ③ 監査役は、取締役会において各取締役からの職務の執行状況について報告を受けるとともに、会社の決議事項のプロセス・内容が法令・定款に基づき適合しているかを確認する。また、定期的な監査の実施によって、取締役の業務執行の妥当性・適法性をチェックし、必要に応じて改善・助言又は勧告する。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応を取る。
- ⑤ 財務報告を法令等に従って適正に行うことの重要性を認識し、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る重要な情報については、法令並びに文書管理規程に基づき適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る規程を制定し、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、内部監査室が定期的に監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の管理については、関係会社管理規程に基づく。
- ② 関係会社管理規程に定める関係会社の統括責任者は、定期的の子会社の幹部会に出席し、子会社の経営状況の把握と問題点の協議を行い、子会社に損失の発生の恐れがある場合には、その損失の内容、程度及び当社に与える影響等について、当社の取締役会に報告する。
- ③ 関係会社管理規程に定める関係会社の統括責任者は、監査役及び内部監査室との連携を密にし、子会社の管理体制を監査するとともに、その監査結果を当社の取締役会に報告する。
- ④ 監査役が、グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう監査法人及び内部監査室との十分な情報交換が行える体制を構築する。

- ⑤ グループ内の会社間取引については、法令、定款、企業会計基準、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役から子会社の取締役等を選任する。選任された当該取締役は定期的に子会社の取締役会に出席する。また、子会社も含めたグループ全体における業績の管理をおこなう。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は、取締役と監査役の意見交換の上、監査役補助者を決定する。
- (7) **監査役補助者の取締役からの独立性及び監査役は監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査役補助者は、業務執行上、監査役以外の何れの指揮命令系統にも属さず、監査役より必要な命令を受けて業務を行うものとし、その人事異動、評価等については、監査役全員の協議の上決定するものとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。
- (8) **取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**
① 取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人は監査役の要請に応じて報告、情報の提供を行い、関係書類の閲覧に応じる。
② 取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や法令等に違反する事実を発見した場合は、監査役に報告する。
③ 取締役及び子会社の取締役等は経営上の重要事項を、適時、監査役に報告する。
④ 監査役は、取締役会、部長会議等、重要な会議に出席する。
- (9) **上記監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制**
内部通報者の保護に関しては、コンプライアンス規程に定める。
- (10) **監査役は職務執行について生じる費用（以下、「監査費用」という）の前払い又は償還の手続き、その他の監査費用の処理にかかる方針に関する事項**
監査費用につき監査計画に応じて予算化し、その他監査費用についても合理的な費用は当社の負担とし、経理規程に従い処理する。
- (11) **その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制**
監査役は重要な会議に出席し助言と提言を行うほか、重要書類の閲覧を行い業務執行状況及び内部統制状況の監査を行う。また、取締役との意思疎通に努め、特に代表取締役社長とは、定期的な意見交換を行うとともに、監査法人との定期的な情報交換と内部監査室との連携を図り、監査の実効性向上と監査精度の向上に努める。

7. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般

当社及び関係会社は、適切な内部統制やリスク管理体制を整備し、その運用状況を内部監査室がモニタリングする実効性のある内部監査を実施しております。また、内部監査室は、経営者を支援するだけでなく、他の監査・監督機関と連携することなどを通じて、より幅広くコーポレート・ガバナンスの品質向上に貢献する役割・責務を果たしております。

(2) 取締役及び使用人の職務執行について

取締役会規程やその他社内規程を整備し、取締役及び使用人が法令・定款及び社内規程に則って行動するよう徹底しております。また、当社は当事業年度において取締役会を18回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督及び活発な意見交換を行い、意思決定及び監督の実効性を確保しております。

(3) 監査役の職務執行について

監査役は、当事業年度に18回開催された取締役会及び14回開催された監査役会に出席し、適宜助言・提言を行い、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保しております。また、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(4) 当社子会社における業務の適正の確保について

関係会社管理規程に基づき、当社取締役会に各子会社の重要な経営情報が適宜報告されております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,485,264	流動負債	1,362,138
現金及び預金	4,242,410	買掛金	843,748
受取手形及び売掛金	1,414,247	未払法人税等	162,136
繰延税金資産	36,928	賞与引当金	63,917
立替金	711,905	役員賞与引当金	15,300
その他	95,320	預り金	117,436
貸倒引当金	△15,548	その他	159,599
固定資産	317,606	固定負債	374,588
有形固定資産	41,054	退職給付に係る負債	240,930
建物	25,708	役員退職慰労引当金	62,080
工具、器具及び備品	15,346	繰延税金負債	27,166
無形固定資産	67,010	その他	44,411
ソフトウェア	66,158	負債合計	1,736,726
その他	851	純資産の部	
投資その他の資産	209,541	株主資本	4,837,583
投資有価証券	2,864	資本金	271,140
差入保証金	201,976	資本剰余金	221,590
その他	5,094	利益剰余金	4,412,781
貸倒引当金	△394	自己株式	△67,928
		その他の包括利益累計額	217,924
		繰延ヘッジ損益	△179
		為替換算調整勘定	218,104
		非支配株主持分	10,636
		純資産合計	5,066,144
資産合計	6,802,871	負債純資産合計	6,802,871

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営業収益		21,263,523
営業原価		16,265,322
売上総利益		4,998,200
販売費及び一般管理費		3,605,789
営業利益		1,392,410
営業外収益		
受取利息	14,977	
受取保険金	4,238	
受取手数料	6,342	
助成金収入	2,779	
為替差益	29,621	
その他の	11,210	69,170
営業外費用		
支払利息	38	38
経常利益		1,461,542
特別損失		
固定資産除却損	221	
投資有価証券評価損	2,897	3,118
税金等調整前当期純利益		1,458,423
法人税、住民税及び事業税	444,670	
法人税等調整額	38,825	483,496
当期純利益		974,927
非支配株主に帰属する当期純損失		6,557
親会社株主に帰属する当期純利益		981,484

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位：千円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	271,140	221,590	4,004,705	△67,928	4,429,507
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△573,408		△573,408
親会社株主に帰属する当期純利益			981,484		981,484
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	408,075	-	408,075
当 期 末 残 高	271,140	221,590	4,412,781	△67,928	4,837,583

項目	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	-	296,394	296,394	15,781	4,741,683
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△573,408
親会社株主に帰属する当期純利益					981,484
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△179	△78,290	△78,470	△5,144	△83,614
連結会計年度中の変動額合計	△179	△78,290	△78,470	△5,144	324,461
当 期 末 残 高	△179	218,104	217,924	10,636	5,066,144

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,662,275	流動負債	1,018,524
現金及び預金	2,823,401	買掛金	576,320
受取手形	950	未払金	67,489
売掛金	1,031,278	未払費用	43,399
前渡金	24,050	未払法人税等	122,630
前払費用	42,575	未払消費税等	12,208
繰延税金資産	35,701	預り金	112,039
立替金	710,368	賞与引当金	60,374
その他の他	4,409	役員賞与引当金	15,300
貸倒引当金	△10,460	その他	8,762
固定資産	568,336	固定負債	327,897
有形固定資産	33,803	退職給付引当金	240,930
建物	24,558	役員退職慰労引当金	62,080
工具、器具及び備品	9,245	資産除去債務	24,087
無形固定資産	38,535	その他	800
ソフトウェア	37,684	負債合計	1,346,421
その他の他	851	純資産の部	
投資その他の資産	495,997	株主資本	3,884,370
投資有価証券	2,864	資本金	271,140
関係会社株式	288,414	資本剰余金	221,590
繰延税金資産	97,685	資本準備金	221,590
差入保証金	102,332	利益剰余金	3,459,568
その他の他	5,094	利益準備金	2,886
貸倒引当金	△394	その他利益剰余金	3,456,681
		繰越利益剰余金	3,456,681
		自己株式	△67,928
		評価・換算差額等	△179
		繰延ヘッジ損益	△179
資産合計	5,230,612	純資産合計	3,884,190
		負債純資産合計	5,230,612

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 平成28年 3 月 1 日 至 平成29年 2 月28日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		17,130,008
営 業 原 価		13,465,314
売 上 総 利 益		3,664,694
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,701,085
営 業 利 益		963,609
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,157	
為 替 差 益	12,821	
そ の 他	21,554	35,533
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	38	38
経 常 利 益		999,104
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,897	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	4,672	7,570
税 引 前 当 期 純 利 益		991,534
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	324,509	
法 人 税 等 調 整 額	6,373	330,882
当 期 純 利 益		660,651

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月 28日)

(単位：千円)

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当 期 首 残 高	271,140	221,590	221,590	2,886	3,369,438	3,372,325	△67,928	3,797,127
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△573,408	△573,408		△573,408
当期純利益					660,651	660,651		660,651
株主資本以 外の項目の 事業年度中 の 変 動 額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	87,243	87,243	-	87,243
当 期 末 残 高	271,140	221,590	221,590	2,886	3,456,681	3,459,568	△67,928	3,884,370

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	-	-	3,797,127
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△573,408
当期純利益			660,651
株主資本以 外の項目の 事業年度中 の 変 動 額 (純額)	△179	△179	△179
事業年度中の変動額合計	△179	△179	87,063
当 期 末 残 高	△179	△179	3,884,190

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 4月18日

株式会社エーアイティー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 梅田 佳成 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 羽津 隆弘 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エーアイティーの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エーアイティー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 4月18日

株式会社エーアイティー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 梅田 佳成 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 羽津 隆弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エーアイティーの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月18日

株式会社エーアイティー 監査役会

常勤監査役	清水	洋志	㊟
社外監査役	岡本	しのぶ	㊟
社外監査役	西島	佳男	㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたく存じます。

(期末配当に関する事項)

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円
総額 286,704,480円
なお、中間配当金として1株当たり金15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり金30円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年5月22日といたしたく存じます。

第2号議案 監査役1名選任の件

現監査役3名のうち、本定時株主総会終結時をもって、監査役岡本しのぶ氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式数
新任 みむらじゅんじ 三村 淳司 (昭和53年4月28日生) 独立役員 社外	平成14年10月 新日本監査法人(現:新日本有限責任監査法人) 入所 平成18年5月 公認会計士登録 平成24年2月 三村公認会計士事務所 開設 代表(現任) 平成25年8月 株式会社リライズ・パートナーズ 設立 代表取締役(現任) 平成27年6月 株式会社アジュバンコスメジャパン 社外取締役(現任) 平成27年6月 東和薬品株式会社 社外監査役(現任)	-
【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士としての高い専門性ととともに、企業経営者としての知識及び経験を有することから、独立した客観的な視点より経営・業務執行に対する監査を行う監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者となりました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三村淳司氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は、三村淳司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 三村淳司氏が選任された場合、当社は、同氏との間で、当社定款の規定及び会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下事項をご確認のうえ、平成29年5月18日（木曜日）午後5時までに行使くださいますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。
〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>
2. インターネットによる議決権行使方法について
 - ・インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
 - ・書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回又はパソコン、スマートフォン、タブレットで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて
 - ・議決権行使書用紙に記載されているログインIDは本株主総会に限り有効です。
 - ・パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取扱いください。
 - ・パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。
4. ご利用いただくためのシステム環境

【パソコンを用いて議決権を行使される場合】

- (1) 画像の解像度
横1,024×縦768ドット以上
- (2) インターネット閲覧ソフト（ブラウザ）
Microsoft Internet ExplorerのVersion 8 以上
Firefox 43.0.1 以上
Chrome 53 以上
※Cookieの設定を有効にしてください。

【スマートフォン、タブレット端末を用いて議決権を行使される場合】

- Android Version4.0以降を搭載している機種
iOS8以降を搭載している機種
※スマートフォンのフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってご利用いただけない場合がございます。

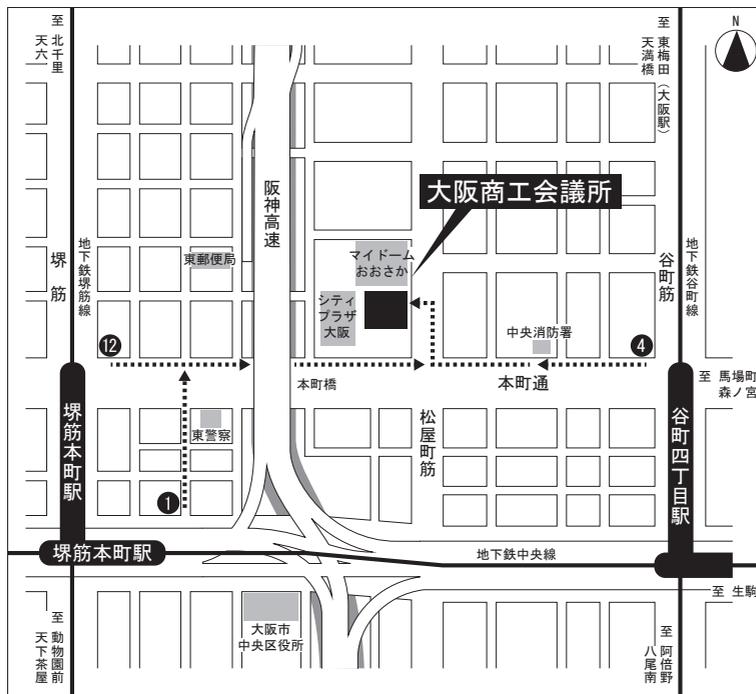
【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
〔専用ダイヤル〕 0120-975-960
〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階 国際会議ホール

※会場が昨年と異なっておりますので、
下記ご案内図をご参照いただき、
お間違えのないようお願い申し上げます。



- ◎ 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅①又は⑫番出口より
徒歩7分
- ◎ 地下鉄谷町線 谷町四丁目駅④番出口より
徒歩7分
- ◎ 車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席される株主様とご出席がむずかしい株主様の公平性等を勘案し、本年から株主総会におけるお土産の配布をとりやめとさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。